

# 大崎上島町第Ⅲ期健康増進計画・食育推進計画（案）に対するパブリックコメント (意見募集)について

## 1 目的・背景

大崎上島町では、町の総合的な健康増進・食育推進の指針となる第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画が、令和7年度末で計画期間が終了するため、第Ⅲ期健康増進計画・食育推進計画（計画期間：令和8年度から10年間）の策定をすすめています。

このたび、「大崎上島町第Ⅲ期健康増進計画・食育推進計画」（案）を作成しましたので、広く町民の皆様からご意見をいただきため、パブリックコメント（意見募集）を行います。

## 2 計画案

大崎上島町第Ⅲ期健康増進計画・食育推進計画（案）[PDF]

## 3 募集期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月27日（金）

## 4 意見を提出できる方

- （1）大崎上島町内に住所を有する者
- （2）大崎上島町内に通勤し、又は通学する者
- （3）大崎上島町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （4）大崎上島町に利害関係のある者

## 5 意見の提出方法

所定の様式により、窓口へ持参またはファックス、電子メールにてご提出ください。

大崎上島町第Ⅲ期健康増進計画・食育推進計画（案）に対する意見提出用紙[WORD]

窓口	大崎上島町健康福祉課健康予防係（大崎上島町木江支所） 平日 8:30～17:15 （土曜日・日曜日・祝日は閉庁）
郵送	〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968 番地 大崎上島町健康福祉課健康予防係 宛て（2月27日（金）必着）
FAX	0846-62-0304（代表）
Eメール	hoken01@town.osakikamijima.lg.jp

## 6 提出された意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見やご提案については、その趣旨を十分考慮のうえ検討し、後日、その対応方針について、健康福祉課窓口及び町ホームページで公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等に特定の個人または団体等の権利利益を害するおそれのある内容が含まれるなど、公表することが適当でないと判断したときは、その全部または一部を除いた形で公表します。